下呂市告示第 112 号

固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について

地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2及び第382条の3本文の規定により、令和6年度固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明時期について、次のとおり関係者の閲覧に供する。

令和6年3月31日

下呂市長 山 内 登

- 1 閲覧および記載事項証明に供する帳簿 令和6年度固定資産課税台帳
- 2 閲覧および記載事項証明の時期 令和6年4月1日から(土・日曜日及び祝祭日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 閲覧および記載事項証明の場所

総務部税務課 地域振興部萩原振興事務所 地域振興部小坂振興事務所 地域振興部金山振興事務所 地域振興部馬瀬振興事務所 下呂市森 960 番地 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 下呂市小坂町小坂町 815 番地 5 下呂市金山町大船渡 600 番地 8 下呂市馬瀬名丸 406 番地